

平成 28 年度 再々評価点検表（内部評価）

1 事業概要

| | | |
|-------------------------------|--|---------------------------------------|
| 事業名 | 大津川水系父鬼川側川砂防事業 | |
| 担当部署 | 都市整備部河川室河川環境課砂防グループ（連絡先 06-6944-9302） | |
| 事業箇所 | 和泉市大野町 | |
| 再々評価理由 | 再々評価実施後 5 年間に経過した時点で休止中 | |
| 事業目的 | 本溪流は流域も大きく土砂の生産が多いことから、昭和 27 年、昭和 57 年及び平成 7 年に氾濫した下流の槇尾川への土砂の供給を抑制する必要があること及び人家等へ直接的な土砂災害を及ぼす恐れがあることから砂防施設の整備を行い、土石流等の土砂災害に備える。 | |
| 事業内容 | 砂防堰堤工 1 基 堤高 H=5.0m 堤長 L=44.2m | |
| 事業費 () 内の数値は 前回評価時点のもの | 全体事業費：約 2.5 億円（約 2.5 億円）〔国：1.25 億円、府：1.25 億円〕 （内訳）調査費等 約 0.84 億円（約 0.84 億円） 用地費 約 0.70 億円（約 0.70 億円） 工事費 約 0.96 億円（約 0.96 億円） | 【工事費の内訳】 ・堰堤工 約 0.96 億円（約 0.96 億円） |
| 事業費の変更理由 | 変更なし | |
| 維持管理費 | - | |

2 事業の必要性等に関する視点

| | 事前評価時点 H10 | 再評価時点 H19 | 再々評価時点 H23 | 再々々評価時点 H28 | 変動要因の分析 |
|-------------------------|--|--|--|--|-----------------|
| 事業を巡る社会 経済情勢等の変 化 | ○災害発生の危険度 渓岸侵食や山腹崩壊などにより流出した不安定な土砂が、流域の溪床には多く堆積しており、洪水時に流出する恐れがある。 ○保全対象 人家戸数 7 戸 市道 30m 耕地 0.1ha 既往災害 H7 年集中豪雨による洪水 S57 年台風 10 号による洪水 | ○災害発生の危険度 渓岸侵食や山腹崩壊などにより流出した不安定な土砂が、流域の溪床には多く堆積しており、洪水時に流出する恐れがある。 ○保全対象 人家戸数 7 戸 市道 30m 耕地 0.1ha 既往災害 H7 年集中豪雨による洪水 S57 年台風 10 号による洪水 | ○災害発生の危険度 渓岸侵食や山腹崩壊などにより流出した不安定な土砂が、流域の溪床には多く堆積しており、洪水時に流出する恐れがある。 ○保全対象 人家戸数 7 戸 市道 30m 耕地 0.1ha 既往災害 H7 年集中豪雨による洪水 S57 年台風 10 号による洪水 | ○災害発生の危険度 渓岸侵食や山腹崩壊などにより流出した不安定な土砂が、流域の溪床には多く堆積しており、洪水時に流出する恐れがある。 ○保全対象 人家戸数 7 戸 市道 30m 耕地 0.1ha 既往災害 H7 年集中豪雨による洪水 S57 年台風 10 号による洪水 | 前回評価時から 変化なし |

| | | | | | |
|---|--|---|--|-------------|-----------------|
| 地元の 協力体制等 | 防災事業として認識されており、事業に対する協力をいただいている。 | 平成 12 年度より地元への説明を行うが、事業協力を拒否されるものの、数度の地元説明を実施し丈量図作成・押印まで完了 | 用地交渉を行うものの協力を拒否。平成 20 年度より堰堤構造や起業地面積の見直しを提示したが協力が得られるには至らなかった。 | 左記に同じ | |
| | 事前評価時点 H10 | 再評価時点 H19 | 再々評価時点 H23 | 再々々評価時点 H28 | 変動要因の分析 |
| 事業の投資効果 <費用便益分析 > または <代替指標> | 費用便益の測定手法が確立されていない | 【効果項目】 人命保護 家屋被害軽減 【分析結果】 ・B/C=2.15 B=4.62 億円 C=2.15 億円 【算出方法】 国土交通省河川局砂防部 「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル」 (平成 12 年 2 月) 【受益者】 人家・避難所等の保全 | - | - | 事業休止により 算出なし |
| 事業効果の 定性的分析 (安心・安全、 活力、快適性等 の有効性) | 【効果項目】 土石流による人家への直接的な被害と下流河川へ土石流出による洪水等の間接的な被害の軽減が図れる | | | | 前回評価時から 変化なし |

| | 事前評価時点H10 | 再評価時点 H19 | 再々評価時点 H23 | 再々々評価時点 H28 | 変動要因の分析 |
|---|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|
| 事業の進捗状況 <経過> ① 事業採択年度 ② 事業着工年度 ③ 完成予定年度 | ①H10年度 ②H10年度 ③H17年度 | ①H10年度 ②H10年度 ③H23年度 | ①H10年度 ②H10年度 ③ - 年度 | ①H10年度 ②H10年度 ③ - 年度 | 用地交渉が難航 |
| <進捗状況> | - | ・用地 0% ・工事 0% | ・用地 0% ・工事 0% | ・用地 0% ・工事 0% | |
| 事業の必要性等 に関する視点 | 「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言に基づく対策実施箇所の更なる重点化において、当面の対策見送り該当すること、地権者に対し、用地買収交渉を重ねてきたものの協力を得られておらず、また、堰堤構造の見直し等を提示しても協力が得られなかったことから、今後においても事業の進捗を図るのは困難と思われるため、事業休止を継続する。 | | | | |

3 事業の進捗の見込みの視点

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 事業の進捗の見込みの視点 | 地権者との同意が得られず着工の目途が立たないため事業休止を継続する。 |
|--------------|------------------------------------|

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

| | |
|---------------------|--|
| コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 | 土石流の危険を回避するためには砂防堰堤の設置が必要不可欠であり、コスト縮減や代替案立案等の可能性はない。 |
|---------------------|--|

5 特記事項

| | |
|-----------------------|---|
| 自然環境等への影響とその対策 | 砂防堰堤の施工において建設地の植生を傷めてしまうこととなるが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。一方、砂防堰堤が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。 |
| 前回評価時の意見具申（付帯意見）と府の対応 | - |
| 上位計画等 | 【上位計画】 「大阪府都市基盤整備中期計画（案）改定版」（H28.3） |
| その他特記事項 | - |

6 評価結果

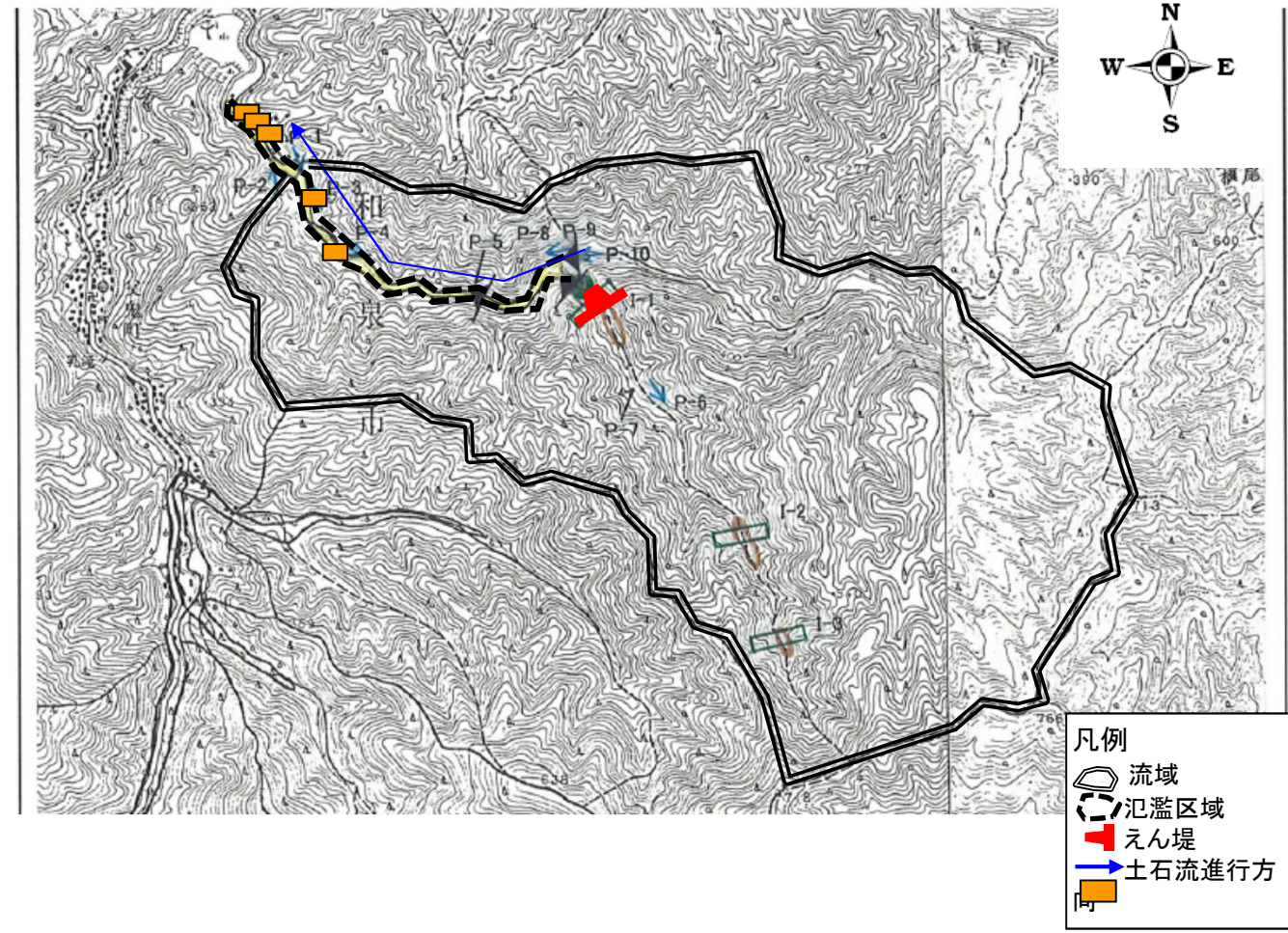
| | |
|------|---|
| 評価結果 | ○事業休止 <判断の理由> ・「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会の提言に基づき、施設整備については「災害発生危険度」と「災害発生影響度」による評価を行い、重点化を図ることとしており、当該溪流は事業の必要性はあるものの、優先順位は低いと判断。 ・地元の事業協力が得られておらず、用地買収の見込みが立っていない。 以上の理由により事業休止を継続とする。 |
|------|---|

平成28年度 再々々評価 (大津川水系父鬼川側川砂防事業)

事業箇所図



平面図



標準断面図

